

「かごしま子育て応援企業」に登録しましょう！

○かごしま子育て応援企業とは・・・

県では、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録し、県のホームページ(HP)や広報誌を活用して県民の皆様に広報することによって、子育て支援への自主的な取組を促進しています。



かごしま子育て応援企業登録マーク

○かごしま子育て応援企業に登録すると・・・

- ・企業情報を県HPやハローワーク等で無料紹介します
- ・登録マークを自社パンフレット、名刺に活用できます
- ・企業の社会的評価が高まります
- ・県就職情報提供サイトかごJobにて子育て応援企業登録の表示

企業のイメージアップに！
優秀な人材の確保に！



○かごしま子育て応援企業になるには・・・

- ①各事業所が「一般事業主行動計画(次世代法)」を策定します。
- ②都道府県労働局へ「策定届」を提出します。
※鹿児島労働局 ☎099-223-8239
- ③県へ「登録申込書」を送付します。
〈添付書類〉
 - ・一般事業主行動計画(次世代法)の写し
 - ・一般事業主行動計画策定届の写し
 - ※労働局の受付印が押されているもの

登録されると・・・

- 登録証・登録マークを交付します！
- 企業概要、一般事業主行動計画(次世代法)等を県HPで公表します！

※「登録申込書」は、県ホームページからダウンロードできます。

※お申し込みは、電子メール・FAX・郵送いずれの方法でも可能です。

※県外にある本社が一般事業主行動計画を策定している場合、鹿児島県内の支店・営業所等で登録することができます。

※「一般事業主行動計画(次世代法)」とは、次世代育成支援対策推進法に基づく計画のことです。

～「一般事業主行動計画」の策定届出のメリット～

- ・県建設工事入札参加資格における加点
- ・県の庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査における加点

登録に伴う
義務や報告は
発生しません

一般事業主行動
計画期間中
であればいつでも
登録できます

登録費用
(手数料)
は無料です

会社の
規模は
問いません

○お問合せ・登録申込先

鹿児島県 雇用労政課 労働福祉係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

TEL: 099-286-3014 FAX: 099-286-5582

E-mail: roufuku@prefkagoshima.lg.jp

県HPリンク先
はこちらから↓

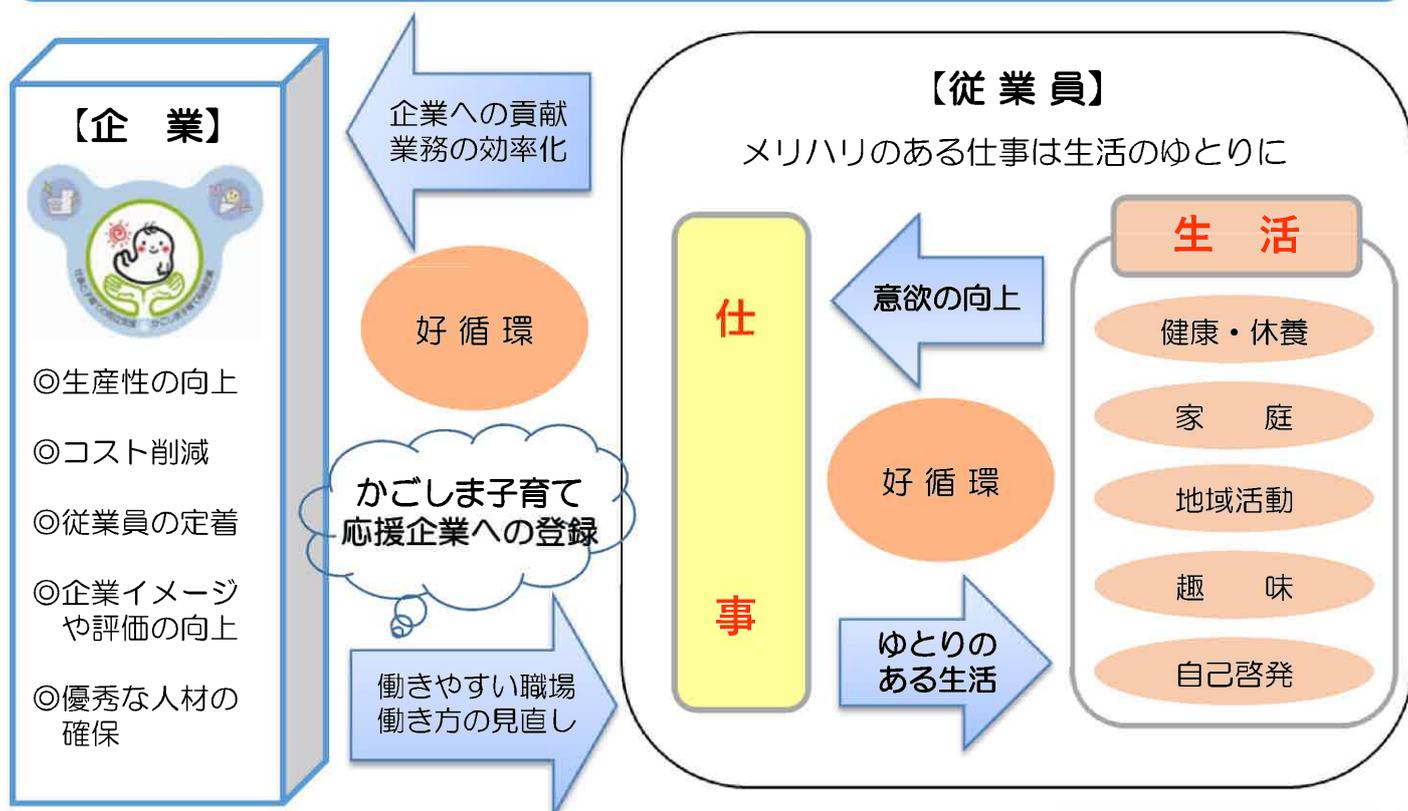


【県HP】産業・労働>雇用・労働>かごしま子育て応援企業登録制度

【女性の活躍・両立支援 総合サイト】 ※「一般事業主行動計画(次世代法)」



かごしま子育て応援企業への登録は、ワーク・ライフ・バランスへの取組につながります。



ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への取組は、コストをあまりかけない経営戦略の一つです。

従業員の仕事と生活を両立しやすくする環境づくりには、職場ぐるみで業務の見直しやムダの削減に取り組むことが必要です。

こうした取組は、生産性の向上やコストの削減など経営にプラスの影響をもたらすとともに、従業員の定着率向上や個々の従業員の仕事の能率アップ、パフォーマンスの向上が期待できます。



具体的な取組例として・・・

（これらを一般事業主行動計画に盛り込みます）

- 働く時間を見直します
 - ・ノー残業デーの実施
 - ・フレックスタイム制度の実施
 - ・始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ制度の導入
- 休業・休暇制度を整備します
 - ・年次有給休暇の取得促進
 - ・時間単位で取得可能な看護休暇の整備
 - ・フレッシュ休暇、メモリアル休暇（結婚・誕生日等）などの導入
- 柔軟な働き方を取り入れます
 - ・育児・介護休業者への職場復帰支援の実施
 - ・テレワークの導入
 - ・結婚・出産等で退職した女性等の再雇用制度の導入



などが挙げられます。



『かごしま子育て応援企業』よくある質問



※「一般事業主行動計画（次世代法）」とは、次世代育成支援対策推進法に基づく計画のことです。

Q 登録した場合、メリットがありますか。

A 企業のイメージアップになり、より良い人材の確保が期待できます。
登録マークを自社のホームページ、求人広告、名刺などにも利用できます。
県のホームページや広報誌、ハローワークなどで、企業の概要や両立支援に関する取組内容を求職者の皆さんへご紹介します。
また、県就職情報提供サイトかごJobにて子育て応援企業登録の表示をします。

Q 登録すると、「一般事業主行動計画（次世代法）」を必ず実行し、その達成状況を県へ報告しないといけなくなるのですか。

A 登録に伴う義務や報告は発生しません。
「両立支援に取り組んでいきます」ということを公表していただくだけです。

Q いつまでに登録すれば良いですか。

A 「一般事業主行動計画（次世代法）」の計画期間内であれば、いつでも登録できます。

Q 登録費用（手数料）がかかりますか。

A 無料です。

Q うちの会社は育児休業をとるような従業員もいないので、育児休業に取り組んでいません。登録しなくても良いですか。

A 子育て支援への取り組みは、育児休業だけではありません。ぜひ登録してください。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進の取り組みは、育児休業のほかに業務の見直し、残業の削減促進、年次有給休暇の取得促進や子ども参観日の実施など多岐にわたります。
それぞれの企業のニーズに合わせて取り組むことが大切です。

Q うちの会社の「一般事業主行動計画（次世代法）」は1項目しかないのですが、登録しなくてもいいのではないかと思います。

A 「一般事業主行動計画（次世代法）」の取組の数は問いません。ぜひ登録してください。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進の取り組みは、それぞれの企業のニーズに合わせて取り組むことが大切です。
登録していただくと、行動計画以外の取り組みもPRすることができます。

Q うちの会社は大企業ではないのですが、登録してもいいですか。

A 会社の規模は問いません。ぜひ登録してください。

Q 県外に本社があり、鹿児島支店では「一般事業主行動計画（次世代法）」を定めていないのですが、登録できますか。

A 『県内に事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う企業、事業所、法人、団体等』であれば、本社で「一般事業主行動計画（次世代法）」を定め、都道府県労働局に届け出ている場合も登録できます。
必要書類を添えて、県庁雇用労政課へお申し込みください。



『かごしま子育て応援企業』よくある質問



※「一般事業主行動計画（次世代法）」とは、次世代育成支援対策推進法に基づく計画のことです。

Q 労働局へ「一般事業主行動計画（次世代法）」を届け出れば、自動的にかごしま子育て応援企業にも登録されるのではないですか。

A 自動的には登録されません。県庁雇用労政課へお申し込みください。

Q 労働局へ「一般事業主行動計画（次世代法）」を届け出ていますが、かごしま子育て応援企業に申し込む場合、新たに計画を作らなければいけませんか。

A 新しく計画を策定する必要はありません。
労働局へ届け出た計画を添付して、県庁雇用労政課へお申し込みください。

Q 「両立支援のひろば」に掲載すれば、かごしま子育て応援企業に登録したことになるのですか。

A 登録したことにはなりません。県庁雇用労政課へお申し込みください。

Q 「一般事業主行動計画（次世代法）」を定めていないのですが、登録できますか。

A 「一般事業主行動計画（次世代法）」を定め、労働局へ届け出た後、県庁雇用労政課へお申し込みください。

Q 「一般事業主行動計画（次世代法）」を届け出ているかどうかわからないのですが、どうすれば良いですか。

A 労働局雇用環境・均等室（電話 099-223-8239）へお問い合わせください。

Q 子育ての関係で、すでに登録してピンク色のステッカーをもらっていますが、再度、登録しないといけませんか。

A 登録が必要となります。
ピンクのステッカーは、県と市町村が共同で取り組んでいる「かごしま子育て支援パスポート事業」のもので、主にお客様向けの子育て支援となっています。
「かごしま子育て応援企業（水色のステッカー）」は、企業内の従業員向けの子育て支援となっています。

Q 登録申込書に印鑑が必要ですか。

A 不要です。FAXやメールでもお申し込みできます。

Q 労働局へ提出した「一般事業主行動計画策定届（次世代法）」に労働局の受付印がないのですが、どうすれば良いですか。

A 労働局雇用環境・均等室（電話 099-223-8239）へお問い合わせの上、受付印のある策定届の写しをもらってください。

Q 登録申込の際、どうしても写真が必要ですか。

A 写真は、県のホームページのPR原稿に掲載するものですので、会社の建物、ロゴマークやキャラクターなど、なんでも結構です。不要な場合は、お知らせください。
お申し込みいただいた後、県でPR原稿を作成し、メールで内容の確認をお願いいたしますので、その返信の際に写真データを提出していただいて構いません。